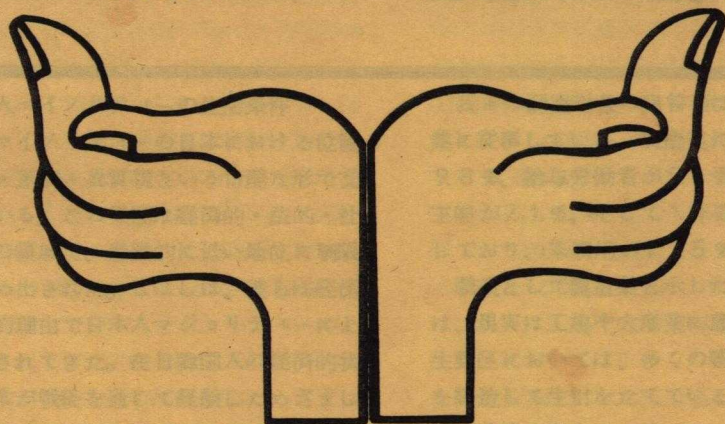


民闘連 ニュース 1977. 8 第23号



目 次

■論文紹介 在日韓国人の意識と実態(4)	韓培浩・洪承稷	1
■連載論壇・在日韓国・朝鮮人の解放に向けて(6)		
定着化を語るまえに	金相明	7
■ミニ情報		10
■在日韓国人に関する資料(4)		
在日韓国人の男女別、年齢別の人口推移		13
韓国籍、朝鮮籍別の人口推移と比率		16
■編集後記		17

●論文紹介

在日韓国人の意識と実態 (4)

— 大阪・生野区における在日韓国人を対象として —

韓 培 浩 (ハン・ペエホ)
(高麗大学教授)

ホン・ソンチク (高麗大学教授)

b. 韓国人マイノリティーの生活条件

韓国人マイノリティーの日本における位置は、排外・差別・異質視という苛酷な形で支配されている。この集団は経済的・法的・社会的な生活の領域で、意識的に低い地位に制限され、締め出された。しばしば、彼らは経済的・政治的理由で日本人マジョリティーによって搾取されてきた。在日韓国人の経済的状況は、日本が戦後を通じて経験したさまざまな経済成長にもかかわらず、ほとんど向上していない。多くの韓国人が未だ雇用されていない。雇用された人々でも、大多数は未熟練労働者である。他は、ダンスホール、パチンコ店、映画館、レストランなどを経営している。ごくわずかの人が日本の実業界や知的社会の上流階級に入り込んだ。だが、韓国人マイノリティーの成員は、大部分が日本の経済的・社会的な生活の主流から締め出されている。政治的にも法的にも、十分な基本的権利——それは日本人マジョリティーによって握られているのだが——を行使するのを妨げられている。逮捕された場合など、法と正義の適用はしばしば日本人と同等の扱いではない。社会生活においては、韓国人は、日本人マジョリティーの中に見られる二つのフォーマル、インフォーマルな交際から特に締め出されている。韓国人に対する差別は、教育の領域にも広く行なわれている。あらゆるレベルで多くの日本の私立学校が韓国人の子供や学生に対して差別的入学政策を行いつけている。

我々の調査対象の回答者は、次のような職業に従事している。製造業に48%、商業に9.8%、給与労働者が5.3%、学生が1.8%、主婦が7.1%、そして1.8%が建設業に従事しており、未雇用が12.5%である(表10)。

職業として製造業と示した48%の回答者は、現実には工場や大産業に雇われていない。生野区においては、多くの朝鮮人がサンダルを製造して生計をたてている。韓国人経営者は、普通10人にも満たない女性が靴の種々の材料や部品を機械で組み立てるのに従事する小規模の家内工業を自分の住いで始める。部品は、日本人所有の中小企業から供給される。そして家内工業を経営している韓国人経営者は靴を製造するのに必要な労働力を供給する。

「現在の収入は生活していくのに十分ですか、それとも不十分ですか」という質問に対して、28%が十分だと答えた。31.5%はどうかやってゆけるであった。12%はギリギリだと答えた。28%はとてもやっていけないであった。このように、回答者は適当な生活を送れるだけ稼ぐ人々と、生活水準をわずかに超える人々とに大まかに分けられる。

大多数の回答者が現在従事している職を確保するために、インフォーマルな仲介に頼っていたことを示すことは、また興味深い。33%が独力で職を確保したと回答した。しかし、38.5%の回答者は主にインフォーマルな仲介(友人、親戚、あるいは単に事業の引

き継ぎといったようなもの)を通じて職を確保した。高校や大学の卒業生に提供された就職斡旋を通じて、あるいは新聞広告を通じて就職を申し入れて職を確保した人々は、わずか3.1%に限られていた(表11)

これらの調査の結果から、全体として在日韓国人の生活条件について、前述の点が一般的に確められたと言える。我々の調査対象の回答者に関しては、大多数が未熟練労働者として生計をたてている。わずかの人が在日韓国人には閉ざされている、かなりの地位、あるいは名声のあるわずかの職にどうかこうには就いていた。非常に有名な日本の大学を卒業した韓国人でさえ、既成の雇用市場から締め出されている。結果的に彼らのうち、ある者は韓国人所有のパチンコ店に簿記係かマネージャーとして勤めることになる。ある者は喫茶店あるいは朝鮮料理店の経営者として終るだろう。そこは、彼らの才能を十分生かすにはほど遠い職場である。

c. 在日韓国人の社会生活および組織生活

在日韓国人と日本人は互いに二つの排他的な世界を持ち続けているという事実は、在日韓国人の間での社会生活のパターを綿密に調べてみれば明らかである。ちょうど日本人が自らの独自性を極端に意識するように、韓国人は独自の「ゲットー」のようなものを作り上げる傾向にある。

現在、種々の職業に従事している169人のうち、わずか25.8%が日本人も雇用されている職場に従事している。48%は日本人のいない職場で働いている。サンダルを生産する小規模家内工業では高度の熟練労働者を必要とせず、夫の収入を捕いたいと望む隣り近所の主婦を雇用する。韓国人だけの中で働く48%の回答者は、このような主婦達かもしれない。

日本人に対する韓国人の知覚の性質を調べるために、回答者に「あなたは日本人と働くのと韓国人と働くのとでは、どちらを選びますか」という質問をしてみた。44.4%はどちらでも構わないと答え中立の立場を示し

た。しかし、29.3%韓国人を選んだ。一方4.4%は日本人を選んだ。明らかに韓国人は日本人の中でより同胞の中での方が快よく感じるようだ。

我々は、近所あるいは職場生活での日本人との接触の程度に関しての事実を得るために質問を行なった。「あなたは、兄弟・姉妹のような親密な知り合いを日本人に持ったことがありますか」という質問に対して、55.5%は否定し、41%は肯定した。さらに、225人の回答者のうち、25.3%が日本人に生まれたかったと望み、70.7%が全くそのようなことは思いもしなかったと答えたのとは著しく異っていた(表12)。

戦後、日本では他「人種」にいだく感情を示すよ日本人に求めた数多くの世論調査が行なわれた。それらの調査結果は、常に在日韓国人に対する敵意であり、在日韓国人は最も嫌われた民族として評価された。数多くの日本人によって共有されている朝鮮人に対するこの敵意ある感情や嫌悪のステレオタイプに反して、調査対象の韓国人が日本人に対する感情の強度を引き出すことをねらった質問に対して、むしろ柔和な反応を示したことは興味深い。韓国人の反応は無関心であり、隠やかなものである。

日本の世論調査では、日本人が韓国人について連想した否定的特質を、不潔・腹黒い・ずるがしこい・怠惰・その他としてあげることがわかる。我々はそれゆえ、韓国人が日本人について連想する否定的、肯定的両特質の知覚を調べ、次のような回答を得た。

日本人の肯定的特質として回答者は次のようなものをあげた。10.2%は日本人を勤勉でよく働く国民だと思った。10.7%は日本人に責任感のある正直で誠実な国民と考えた。12%は礼儀正しき、親切さ、社交性に富むという特色を日本国民のものとした。22.2%の回答者は日本人における肯定的特質は何も見い出せないと答え、35%はこの質問に関して何の意見も持たなかった(表13)。

日本人の否定的特質として、回答者は次のような特徴を日本人のものとした。14%は

日本人は韓国人に対する偏見や差別的姿勢を持っていると思った。11.1%は日本人を二重人格を持った信頼できない国民と考えた。6.7%は日本人の国民性の主要な欠点として偏狭性（島国根性）と侵略性を引き合いに出した。6.2%は日本人を不親切で残酷な所がある国民と思った。しかし、14.2%は日本人における何らの否定的特質を特に見い出さなかった。一方36.4%はこの質問に関して何の意も持たなかった（表14）

次に、現在日本に住む同胞の肯定的・否定的特質を指摘するよう求めた時、いくつかの矛盾する見解が表わされた。17.8%は、韓国人は忍耐があり勤勉な人々の集団であると答えた。13.3%は団結が強く非常に協力的な人々の集団であると答えた。4.4%は強い民族アイデンティティーの感覚を持った集団と考えた。12%は快活さ、偏見のなさを在日韓国人のものとした。14.7%は同胞における何らの肯定的特質を見い出せず、29.7%は意見なしであった（表15）。

在日韓国人の否定的特質を評価する場合、ある回答者達が韓国人の長所とした上記の肯定的特質を、まさにその欠如を在日韓国人の主要な欠点として指摘された。13.8%は在日韓国人は非協力的で非常にパラパラであると感じた。4%は在日韓国人は民族的アイデンティティーの感覚に欠けていると考えた。4.9%は韓国人には常識がないと嘆いた。7.1%は短気すぎと思った。しかしながら、21.3%は同胞の中にあえてあげるほどの欠点を見い出さなかった。4.8%は意見なしであった（表16）。

数多くの要因が一個人の重要な他者への知覚を形成するのに加わっている。その人は、自からの集団とその集団の外側の人々を主観的に見る。それによって外側の人々を客観的な存在として取り扱う。我々の場合においては、これらの対象、すなわち自からの集団とは、生野区の韓国人社会の構成員であり、また韓国人マイノリティの構成員であり、一方、外側の人々とはその近所に住んでいる日本人であり、また日本人一般である。

この研究では、あるはっきりしたパターンもしくは研究対象下の韓国人が日本人のものとする否定的・肯定的特質についての知覚と日本在留期間、日本人との接触度、教育水準、年齢差のような要因との関係を見い出すのに関心があった。

ここで報告された研究の踏査的性格を考えれば、この研究の基本的なねらいは、日本の韓国人マイノリティの問題に関係した重要な要因もしくは変因を見つけ出すことであり手近の問題のより組織的かつ精密な調査のために、そのような要因の間の関係を見い出すことであった。研究対象下の韓国人から得られた回答から判断すると、在日韓国人と日本人との衝突と反目の根本的原因について意味のある何らかの所見がなされる前に、より多くの経験的な作業がこの分野でなされなければならない。

にもかかわらず、我々は基本的形態ではあったが、日本国民の否定的、肯定的属性をあげた韓国人の回答にいくつかの興味深いパターンを見出した。例えば、日本人との親交度に関わりなく日本国民の否定的特質をあげた回答者が比較的多いことである。日本人と個人的に親しい関係のなかった125人のうち、53.6%が種々の否定的特質を日本国民のものとしたが、一方、日本人と個人的に親しい関係のあった93人のうち、43.1%はつきあいのあった日本人から何がしかの否定的属性を見出した。言い換えれば、親しい日本人の友人を持つ韓国人は、否定的特質を日本人のものとする傾向が少ないことがわかった。また、韓国人のワーク・メイトを選んだ人々は、どちらでもかまわないと言った人々（47%）と較べて、より多くの厳しい否定的特質を日本人のものとした（57.5%）。しかしながら、過度の一般化に対して用心しなくてはならない。というのも、日本人のワーク・メイトを選んだ人々の中で、その数がわずか10人だけにのみかかわらず、6人（60%）が予想に反して否定的特質を日本人のものとしたからである。おそらく、どちらに触れ合っても、しばしば日本人の否定的

特質を表明するのであろう。

年令差は日本国民の中の否定的属性の知覚にある程度の影響があるようだ。より若い世代の韓国人が日本人の国民性についてもっと否定的に感じるようだ。40-54才の年令層の76人のうち47%、そして55才以上の年令層の71人のうち42%が日本国民に対して否定的属性を示したのに対照して、40才未満の年令層の78人のうち54%が否定的属性をあげた(表17)。

回定者の中で、中学あるいはそれ以下の水準の義務教育で終えた人の方が、高校教育あるいはそれ以上の水準の教育を受けた人より日本人の否定的特質を多く見る傾向にある点から、知覚を形成する際に何らかの関係があるようだ。高校教育もしくはそれ以上の水準の68人の回答者のうち51.4%が日本国民の否定的特質を引用したのと対比して、中学校教育あるいはそれ以下の水準の81人のうち56%がそれを引用した。(表18)。

これらの調査結果は、勿論最終的なものではないし、日本国民への在日韓国人の知覚に関係するよりいっそう精密な分析が、知覚の原源そしてそのような知覚に至った過程について詳述する前になされるべきだ。日本国民の否定的あるいは肯定的属性への彼らの知覚や見解を引き出そうとした質問に対する回答パターンから見ると、在日韓国人は日本国民の中に多くの肯定的属性を見る人々と多くの否定的特質のある国民として見る人々に分れるようだ。

このことは日本国民の中に多くの肯定的特質を見る韓国人の回答を詳しく調べると明らかである(表13、14)。このことは在日韓国人の日本人への知覚と年令差、教育水準、日本人との接触度との関係を調べることに以上、より精密で体系的な分析が要求されることをもの語っている。韓国人が日本国民と個人的に親しい関係を確立するようになる内容の性質、韓国人が日本国民を重要な他者として知覚するようになった過程、そればかりでなく韓国人マイノリティの構成員によって共有されている生活信条の体系等、それら総

てが韓国人の日本国民への態度や知覚を形成する際に重要な役割を果たすように思われる。

在日韓国人は、日本人マジョリティによって閉ざされ、差別されているので内にこもり、独自の閉ざされた社会を形成するに至るのは、我々が大阪で調べた限り無理のないことである。韓国人は日本社会におけるフォーマル、インフォーマルな社会過程から締め出されているので、社会的共同生活の要求を満たすため、別の仲介を見い出さねばならないだろう。約5万人の同胞住民が小さな地区に密集している生野の同胞社会は、民団(在日韓国居留民団)と北朝鮮を支持する朝総連の両者が活発に争っている数少ない都市の中心地区の一つである。

戦後の日本における韓国人組織のこみ入った歴史を詳説すべき場ではもちろんない。この二つの組織が戦後期を通じてあげくれた多くの激しい争いや、これら組織の由来について多くのことが書かれて来た。我々の研究では在日韓国人がこの二つの組織のどちらに同一視を保持するか、の範囲とそれら組織の活動への参加度を知ることに関心をはらった。

回答者の過半数、225人のうち53.3%が民団の組織に属している。総連に同一視したのは13.3%であった。3.5%はこの二つのものとは別の組織に加入していた。29.7%は組織との親和関係は何もなかった。

「日本における韓国人の組織が在日韓国人にとって有効な機能を果たしていると思いますか」という質問に対して、20.8%が肯定、30.2%が否定した。29.7%は意見なしであった。7.1%はいくらかの有効な機能を果たしているが十分ではないと答えた。否定した回答者あるいは働きが不十分と感じた回答者を一様に扱うのなら、その総数は肯定して答えた21%と対比して48%になる。韓国人における組織への一般的態度は、一つには形式主義である。関わり水準は低いようだ。そしてこの傾向は、在日韓国人の期待と組織に関わり合うことから得られた満足度との不均衡の表われである。「日本における韓国人の組織がすべきこと、またなされずにいるこ

とは何だと思いませんか」という質問を行なった時、回答者は、明確な考えや明瞭な論争点的を持っていないことを示すような共通点のない回答を出すに至った。しかも38.6%が意見なしであった。11.1%は韓国人の組織は在日韓国人の利益や権利を促進すべきだと考えた。8%は二世の民族教育へのいっそうの努力をかかげた。7.1%は韓国人の信用を得るようにすべゆだ。8%は民団と総連の統一を強調した。5.7%は南北再統一を成し遂げるため、組織の努力に重きを置いた。

これらの回答が示すように、組織の役割に関して研究対象下の韓国人の間で態度や意見

はかなり割れているし、すっきりと定められず、組織の指導性とその指導者との有効な関係をのばさなかった在日韓国民衆との間にはかなりのギャップがあるように思えることを示唆している。日本における組織生活に対する在日韓国民衆の否定主義や形式主義的な関わりの根源をより詳しく調べるために、さらにつつこんだ探究が必要であろう。組織に対する在日韓国人の態度にかなりの無関心が認められるばかりでなく、組織の指導性に著しいほどの不信もまた認められる。

〔訳・李貴陽〕

表10. 職 業

摘 要	割 合 (%)	数
商 業	9.8	22
工 場 労 働 者	48.0	108
会 社 員	5.3	12
金 融 業	2.2	5
建 設 業	1.8	4
自 営 業	5.3	12
労 働 者	5.3	12
主 婦	7.1	16
学 生	1.8	4
失 業	12.5	28
回 答 な し	0.9	2
合 計	100.0%	225人

表12. 日本人に生れたかったか

摘 要	割 合 (%)	数
は い	25.3	57
い い え	70.7	159
わ か ら な い	3.6	8
回 答 な し	0.4	1
合 計	100.0%	225人

表11. 職業確保の方法

摘 要	割 合 (%)	数
自 力 で	33.4	75
家 業 の 引 き 継 ぎ	10.2	23
親 類 を 通 して	8.4	19
友 人 "	3.1	7
インフォーマルな筋 "	16.9	38
学 校 を "	1.3	3
新 聞 広 告 "	1.8	4
職 業 な し	4.0	9
わ か ら な い	7.6	17
回 答 な し	13.3	30
合 計	100.0%	225人

表13. 日本国民の肯定的特質

摘 要	割 合 (%)	数
勤 勉	10.2	23
誠実・正直・責任感	10.7	24
礼儀・親切・社交的	12.0	27
義理意識の高さ	2.2	5
科学技術の才能	1.3	3
知 性	1.8	4
そ の 他	3.1	7
な し	22.2	50
わ か ら な い	35.6	80
回 答 な し	0.9	2
合 計	100.0%	225人

表 1 4. 日本国民の否定的特質

摘 要	割合 (%)	数
韓国人に対する民族差別	14.2	32
二 重 人 格	11.1	25
島国根性と侵略性	6.7	15
冷淡さと不道德	6.2	14
金もうけの自己本位	5.8	13
あまり多すぎて選べない	2.7	6
そ の 他	1.3	3
な し	14.2	32
わ か ら な い	36.5	82
回 答 な し	1.3	3
合 計	100.0%	225人

表 1 5. 在日韓国人の肯定的特質

摘 要	割合 (%)	数
忍 耐 と 勤 勉	17.8	40
連 帯 感 と 相 互 協 力	13.3	30
民族的誇りとアイデンティティの強さ	4.4	10
快活さと心の広さ	12.0	27
人情と慈悲深さ	2.2	5
そ の 他	0.9	2
な し	14.7	33
わ か ら な い	29.8	67
回 答 な い	4.9	11
合 計	100.0%	225人

表 1 6. 在日韓国人の否定的特質

摘 要	割合 (%)	数
連帯感と相互協力のなさ	13.8	31
民族的誇りのなさ	4.0	9
常識のなさ	4.9	11
気が短かすぎる	7.1	16
保守的すぎる	3.1	7
正直でない	4.0	9
そ の 他	2.7	6
な し	21.3	48
わ か ら な い	34.2	77
回 答 な し	4.9	11
合 計	100.0%	225人

表 1 7. 年令差と日本人の肯定的属性の一致

	40未満	40～54	55以上	合計
は い	43.6 (34)	46.1 (35)	33.8 (24)	41.3 (93)
い い え	23.1 (18)	21.0 (16)	22.5 (16)	22.2 (50)
わからない	32.0 (25)	31.6 (24)	43.7 (31)	35.6 (80)
回答なし	1.3 (1)	1.3 (1)	—	0.9 (2)
合 計	100% (78人)	100% (76)	100% (71)	100% (225)

注・数字パーセント、カッコ内は回答者数

表 1 8. 教育と日本人の肯定的属性

	教育なし	中学校以下	高校以上	合 計
は い	28.2 (20)	52.4 (43)	39.7 (27)	41.3 (93)
い い え	23.9 (17)	15.9 (13)	27.9 (19)	22.2 (50)
わからない	47.9 (34)	30.5 (25)	30.9 (21)	35.6 (80)
回答なし	—	1.2 (1)	1.5 (1)	0.9 (2)
合 計	100% (71)	100% (82)	100% (68)	100% (225人)

注・教育についての回答のない4人のうち3人が「はい」、1人が「いいえ」と答えた。

● 連載論壇 ●

在日朝鮮人の解放に向けて (6) 定着化を語るまえに

金
キム

相 明
サン ション

■はじめに

在日同胞の展望を語る時、その現実を無視して語りえないのは言うまでもないことである。しかし、だからといって在日同胞の現実を単なる現象面だけでとらえるならば、大きな落とし穴に落ち込む危険性がある。最近語られたしている「在日同胞定着化」論は、どの程度この問題を克服しているのだろうか？

この問題を論じるとっかかりとして、在日同胞を管理する側から「在日同胞定着化」論を論じ、昨年度、法務省の優秀論文となった坂中英徳氏（入国管理局参事官室所属の法務事務官）の「今後の出入国管理行政のあり方」（以下、坂中論文）の在日朝鮮人の処遇の項を検討してみたい。

また筆者は、現在、政治的にも社会的にも意識的にも分断されてしまっている在日同胞が、様々な矛盾を克服し組織的に統一されることなくしては、在日同胞の明るい展望はないと思うし、在日同胞の将来は保障されないと思っている。従って、在日同胞が一つとなる場をどのように作るか、言い換えれば、在日同胞の民族の力をどのように構築するかが最大の関心事である。このことは、いわゆる既成の民族団体をどのように見るか、民闘連のような「新たな」民族運動を旨とする団体が既成の民族団体とどのような関係を持つのかという問題と深く関わっている（在日同胞

は好むと好まざるとに関わらず、民団が総連かに所属しており、有形、無形の影響をうけている）。

在日同胞の解放に向けて闘おうとしている我々が、「在日同胞定着化」を語る前に、何が問題であるのかを明らかにすることがこの論文の主要な目的である。

■我々は行政闘争で何をめざしているのか

坂中論文については、『外人登録』208号より連載されているし、『朝鮮研究』169号にも「在日朝鮮人の処遇」の項が全文紹介されており（岐路に立つ在日朝鮮人問題1参照）、問題点も指摘されている。また、入管問題に関わっている様々なグループが坂中論文の学習会を行っており、いずれそれらのグループからまとめて反論がなされるだろうから、詳しくはそれらの文章を参照してもらえばいい。

坂中氏は、在日同胞問題を扱っている種々の雑誌、民族紙を引用しながら在日朝鮮人は定着化していると結論づけたうえで、今後の在日朝鮮人の基本的な生き方及びそれに対する処遇政策として、①外国人のまま朝鮮人として日本で生きる立場——外国人としての地位を安定させる政策②日本国民として日本で生きる立場——帰化をすすめる政策③本国に帰り朝鮮人として本国で生きる立場——帰国

をすすめる政策の三つをあげて、①については、在日朝鮮人が将来にわたって外国人として日本社会で生きていくことは好ましくない③については、本国に帰りたいと思っている在日朝鮮人は帰えらせればいいとし、②が今後の日本政府の在日朝鮮人処遇政策としては最も好ましいものであると言っている。ここで問題なのは、坂中氏が、在日朝鮮人に帰化を躊躇させる歴史的・社会的・民族的要因——在日を余儀なくされた近代日朝関係史への遺恨の念と在日の苦悩の体験、帰化しても「元朝鮮人」としての社会的差別は続く、同胞からは「民族の裏切り者」視される——を克服するものとしてあげている具体策についてである。引用すると、「すすんで日本国籍を選択したいという気持ちが在日朝鮮人の間に自然と盛りあがってくるような社会環境づくりに努めることであろう。この意味で何よりも必要なことは、教育の機会と職業選択の自由とを広く在日朝鮮人に認めることでありこの『開かれた日本社会』の実現をめざし、まず政府が率先して在日朝鮮人に公務員及び公共企業体職員への門戸を解放し、さらに、国民世論を喚起し、企業等の理解と協力を求めることであろう」「日本社会が在日朝鮮人に教育と就職の機会均等を保障し自由競争の場を提供するようになれば、在日朝鮮人は日本社会で生きる希望を見出すであろうし、在日朝鮮人のなかからその『能力』や『職業』によって高い社会的評価を受ける者が進出してくるであろう。そうなれば、日本人の朝鮮人観もおのずから変化していくであろうし、日本への帰化を積極的に肯定する方向でのコンセンサスが在日朝鮮人社会に形成されていくであろう」

坂中氏のこの指摘は、民間連に重大な問題提起をしている。それは、日立闘争以降の民間連運動の重要な柱の一つであった行政闘争は、「何のための行政闘争なのか」という問題である。坂中論文の在日朝鮮人の処遇の項を全体的にみると、「(在日朝鮮人に対する)就職差別撤廃、政府系銀行からの融資、公営住宅への入居、児童手当等の支給などの生活

的・経済的権利」を要求する動きが最近出てきており、それらの要求を国政レベルで認めていくことが在日朝鮮人を帰化させ易くなるし、結局は日本政府にとっても都合がよくなると暗に主張している。そして在中朝鮮人の処遇の基本的なあり方を検討するため「在日朝鮮人問題諮問委員会」を入国管理局がイニシアチブをとって設置するよう提唱している。在日同胞が生活していくうえでの諸権利を獲得するための我々の要求を先取りして、同化政策を体系化していこうとするねらいがあるような気がしてならない。

では、我々が今まで行ってきた、またこれからも行おうとしている行政闘争は、我々の要求がすべて通れば坂中氏の言うように、必然的に在日同胞を同化させてしまう内実を持っているものだろうか。坂中氏の統治の論理と民間連の運動の論理は基本的に同じなのか？

そもそも、坂中氏のいう「門戸開放」とは管理する側の立場から在日朝鮮人に何々を「与え」れば在日朝鮮人はこうなるという式のものであり、在日朝鮮人の主体性の問題を完全に無視しているという点で民間連とは決定的に違う。我々が行政闘争をすることの意味は、様々な差別によって非人間化されている在日朝鮮人が、ごくあたりまえの権利の獲得という闘いを通して意識化、組織化され、すべての民族的課題を克服するために在日朝鮮人の力量を蓄えるということにある。言い換えれば、在日朝鮮人にとって行政の制度上の差別をなくすということは最終目的ではなく、在日朝鮮人の解放に向けての一プロセスであるということである。従って、行政闘争においては当事者である在日朝鮮人が主体になって「勝ちとる」という質を持つものでなければならない。我々が過去、民間連内部で消耗をもたらす論議であると知りつつも、当事者のいない、あるいは在日朝鮮人の力量構築につながらない行政闘争に疑問を投げかけたのも真にこのためであったのではないか。

坂中論文におけるもう一つの問題点は、現

在の日本社会の価値体系の中で「恩恵」として位置づけられている福祉制度や、矛盾の多い雇用関係の中に在日朝鮮人が組み込まれることが決して在日朝鮮人の解放にはならないということである。勿論、その矛盾に満ちた制度においてさえ在日朝鮮人は排除されており、そのことが差別を拡大していくがゆえに我々は闘わねばならないのだが、その闘いが日本社会に入り込むという内実を持つものであってはならないのである。今のままで在日朝鮮人が日本社会に入り込むならば、在日朝鮮人問題は質を変えて部落問題と同じようになるだけであり、被抑圧者としての立場はあくまで変わらないであろう。

我々の運動は常に在日同胞の力量構築に向けられねばならない。それは既成の民族団体が現在果している機能をわきまえた上で考えていかなければならない問題である。

■「定着化」を言うまえに

在日朝鮮人が現象面において「定着化」傾向にあるということは、様々なアンケートや在日同胞二・三世青年の論文を引用するまでもなく、戦後30年以上もたっているのだから、生活基盤が日本で築かれていることや、二世三世の占める割合が増えてくることからして想像はつく。しかし、この「定着化」は在日朝鮮人が戦後から望んできたものでなく時間の流れによって「定着化」してしまったのである。一体、戦後30年以上たった今日に至るまで、とりわけ本国の分断がそのまま在日同胞社会にもたらされて民団、総連と分断されてから今日に至るまで、在日同胞が一体となって自らの権利を主張し、自らの運命を切り開いていったことがあったのだろうか。このことに対する反省なしに、やれ「帰国建國運動」だとか「定着化傾向にある」といったところで、それは在日同胞を利用しようとしているか、あるいは第三者的にながめているにすぎない。それは、在日同胞大衆が歴史を切り開いていく主体であるということを忘れた論議であると言えよう。

現在の在日同胞にとって必要なことは、現

象を解釈することではなく、政治的にも社会的にも意識的にも分散させられている在日同胞が民族的主体性を回復していく中で一体となっていく運動をどう作るのかということである。それには、民族の文化・風俗・習慣をとりもどしていくことがやはり必要である。そして何よりも今日の政治的分断を克服するためには、今まで民闘連が行ってきたように政治的対立を持ちこまない在日同胞の教育・就職・社会保障・法的地位等の問題を関わり続けていくことによって在日同胞が結集していく場を作っていくことが重要なのである。在日同胞が結集していく場作り、それが今日の民族運動の最大の課題なのである。

しかし、ここにおいても在日同胞を結集していくにあたって民団・総連を無視できないという問題にぶつかるのである。

■既成の民族団体変革につながる運動を

我々の運動は民団、総連の対立にまき込まれてはならないが、同時に民団、総連を無視してはその目的を果せないということを見してきた。我々の運動は質的には同胞を結集させるという内実を持っているが、量的には圧倒的に少ない。また、民団・総連の政治力の前には我々の力は微力である。民団・総連の対立は、在日同胞を結集させるのではなく、分裂を再生産していつている。

このような状況を見れば見る程、我々の運動の役割りの大きさを痛感するのであるが、同時に我々の運動が民団・総連の変革につながるものでなければならない事も知らされる。

最近、民団や総連も在日同胞の社会福祉の問題や被爆者問題に関わり出している。これらの運動は本当に在日同胞の生活を守るという観点からなされているのではなく、むしろ組織防衛や敵対組織の切り崩しという観点からなされているように思える。しかし、我々の運動によって民団や総連を在日同胞の權益擁護の場にひきずり出したことは評価されるべきである。また、総連や民団の組織に属している同胞青年の中で、自分達が属している組織が真に在日同胞に仕える組織となるため

ニ情報

の組織変革運動をやっている人達がいる。我々は、彼らと連帯していくことを考えるべき段階に来ているのではないか。我々と彼らが在日同胞の生活に密着した問題に関わっている、既成の民族団体を変革していく運動をしていくとき、より効果的に在日同胞を結集させる場を作りうるだろう。

既成の民族団体を変革しなければならない主な理由は二つある。一つは既に述べたように、現在の既成の民族団体は在日同胞を結集させる事よりも分裂させており、しかも既成の民族団体のワケ外での運動には限界があるからである。もう一つは、そもそも組織は民衆をリードするためには必要不可欠のものであり、在日同胞の解放に向けての運動にも強力な組織が必要だからである。

■おわりに

在日同胞の将来について、本国に帰り本国の建設のために役立つべきだという人達がいる。また、「定着化」現象をとらえて、将来本国がどのようになって、ほとんどが日本に定住するのだから、日本社会を変革する運動を構築すべきであるという人達がいる。しかし、これらの論議はあまりにも時期尚早である。在日同胞の将来を在日同胞が分断されている段階で云々しても始まらない。今は在日同胞がどうすれば結集しうるのかというのが一番の課題であり、これらの論議はむしろ在日同胞に分断を持ちこむ論議になりかねない。

在日同胞の中に本国を指向する人達がいる。又、進んで日本社会に入ろうとする人達もいる。しかし、何を思考しようと朝鮮人が日本にいるかぎり、日本の民族差別と闘う。これが現段階の我々の立場である。

■行政差別撤廃闘争

〔大阪府〕

民団大阪府本部は、在日韓国・朝鮮人の大多数が今年中に外国人登録証明書の切り替えをしなければならない為、府下各市町村に対し、外人登録切り替えに関する要望書を提出した。

要望書は、①(切り替えにあたって)事前通知(ハガキ等)を徹底すること②身体の不自由な人(寝たきり老人等)等には代理人(民団関係者を含む)を認めること③期限内に切り替え申請ができなかった者でも、相当な理由のある場合には、人道的処置を講ずること、となっている。

〔摂津市〕

民団大阪府本部と同本部茨木支部はさる8月8日、摂津市と交渉を持った。市側からは井上信也市長、田主信生助役ら6人が出席。交渉の席上民団側は在日韓国・朝鮮人に国民年金の加入資格を与えることと、市職員に採用することを要望した。井上市長らは、国民年金の加入問題に関しては、10月の定例市議会で法改正に向けて決議していく方針であると言明した。また、市議員の採用問題に関しては、市独自で実施するものについては、次回の募集から国籍条項を撤廃することを約束した。

〔池田市〕

民団大阪府本部と同本部豊能支部は去る7月27日、池田市に対し在日韓国・朝鮮人に適用されていない児童手当、身体障害児福祉年金等、各種福祉制度の適用を要望する交渉をもった。市側からは若生(わかいき)正市長、中西健雄福祉部長ら5人が出泉したが、何ら具体的措置を示さなかった。

〔福岡県〕

民団福岡県本部は、遠賀、水巻、岡垣、芦屋の県下各町に対し、公営住宅入居、就学通知、児童手当の支給を在日韓国・朝鮮人にも行うよう要望した。

■電電公社就職差別事件

日本電信電話公社に就職を希望する在日韓国・朝鮮人に対し、同公社はこれまで「電電公社職員は国家公務員に準ずる」との理由で採用を拒否してきたが、兵庫県下の高校教師や全電通労組が民族差別にもとづく就職差別だとして、同公社に対し門戸を開くよう要求している。

電電公社は、'75年にも近畿電気通信局に就職を希望した大阪府立淀川工業高校の在日韓国人生徒の願書受付を拒否しており（民間連ニュース第6号参照）、昨年秋も同電気通信局に就職を希望した兵庫県西宮市立西宮西高校定時制の在日韓国人生徒の願書受付を拒否した。これに対し、西宮西高の教師たちが電電公社の就職差別撤廃運動を展開し、同市教育委員会や県の労働部に「電電公社の民族差別である」と見解表明を出させたり、5千人を越える署名を集めるなどしてきた。しかし、公社側は、西宮西校の質問状に対して、「検討中」と答えるだけで、何ら前向きな答は出してこなかった。

一方、全電通中央本部はこの問題を重視し「在日韓国・朝鮮人に対しては過去の歴史から見て、南北を問わず就職の門戸を開け」という要求を打ち出すことになり、8月23日の全国大会でこの方針を承認した。

このような差別撤廃を要求する動きに対し福田輔同公社職員課長は、「一般資員に在日外国人を採用すると、通信の秘密を漏らしたらどうするか」「電話機をつけに外国人が一般家庭に入ることはどうか」「競争率が高いのに、日本人をさしおいて在日外国人を採用してよいものか」と言っており、差別を撤廃するよりも、むしろ差別発言を行っている。

■国民年金受給資格誤認事件

国民年金の受給資格を取り消され、厚生省

に再審請求をしていた金鉉鈞（キム・ヒョンジョ）さんと弁護士は、さる7月30日、厚生省社会保険審査会に再審請求理由補充書を提出した。

また、この事件をきっかけに、この問題と取り組んでいるアジア人権センターの有吉克彦事務局長らが中心になって、在日韓国人的諸問題を社会保障の面から考える為の会を結成することになり、8月27日、その準備会が行なわれた。

■えん罪「丸正事件」問題

丸正事件の主犯として無期懲役の刑を受けている李得賢（イ・ドクヒョン）さんを支援している「李さんと共に再審をかちとる東京の会」は、さる7月31日、東京水道橋の全水道会館で集会を持ち、李さんの無罪を証明する有力な証拠が出た以上、裁判所は再審を認めるよう訴えた。

また、この日の集会で、部落解放同盟東京都連江戸川支部から、反差別共同闘争の実践として、共に丸正事件を闘うためのとりくみをはじめているという報告があった。

■生野で同胞一世を対象に「識字学級」開設

在日同胞が最も多い大阪市・生野区で、一世を対象に日本語の読み書きを教える「識字学級」が開講した。

これは、地域問題懇談会（事務局・KCC）の第9回懇談会で、大阪市の夜間中学に通うオモニたちの問題について話し合った（民間連ニュース21号参照）のがきっかけとなって、7月4日に開講したもの。

現在、同学級には35才から85才までのオモニたちが常時15人程通っているが、回を重ねる毎に増える一方だという。教師は、大学生・保母・小学校の先生・牧師ら10人で、①全くわからない②ひらがなの読み書きが多少できる③ひらがなはマスター④漢字もある程度理解する——の4段階のクラスに編成している。

場 所・生野聖和教会

連絡先・KCC（06-731-6801）

学習日・毎週月・木曜夜7時半より9時まで

■郵便局「簡易保険」に外国人も加入可

民団權益擁護委員会の調べによると、郵政省の簡易保険から在日外国人の加入拒否内規が昨年1月より撤廃されていることが明らかになった。ただし、これは無条件で加入できるようになったのではなく、①永住を有する者に限る②保険金受取人は第三順位まで（父母・祖父母・兄弟・子）③出入国管理特別法の規定により永住許可を受けた者という条件がついている。

この三つの条件に関して郵政省業務課では「永住許可を受けている人と永住許可を受けていないが永住可能と認められ永住の意思をもっている方」「日本語の読み書きができる方であることが必要」と補足している。

また、申し込み時には外人登録の提示が必要とされている。

■韓国人元日本兵が日本政府に賠償請求

韓国ソウルに住む張炳默（チャン・ビョンムク）さんは、去る8月9日、ソウルの日本大使館を通して日本政府に対し、戦時中日本軍兵士としてニューギニアに出兵し、そこで受けた傷の治療費と慰謝料あわせて2千万円を支払うよう訴えた。

張さんは戦争で体中に傷を受け、これまでに腕や腹部の手術を数回したが、それでも両足と腰に銃弾が2発、砲弾の破片が居数に残っていて、寒い冬にはうずくという。

これまでに何度も駐韓日本大使館に陳情にいつていたが、そのたびに「法的には張さん

のケースを含めて“請求権放棄”の形で解決したになっている」という答えが返ってくるばかりで、仕方なく今回正式に賠償請求したもの。

張さんは、日本大使館の説明に対して「韓日政府から何の措置も受けていない戦傷者が現にここにいるではないか」と訴えている。

■韓国人被爆者問題

去る7月22日から8月8日にかけて、国際非政府組織（NGO）主催の「被爆の実相とその後遺・被爆者の実情に関する国際シンポジウム」が開催された。このシンポジウムは、「原子爆弾による広島・長崎の被爆実態を、世界各国の科学者が一堂に集って解明しそれを世界に訴える」という趣旨でもたれたものだが、国際会議の場では初めて韓国人被爆者の問題がとり上げられた点でも注目される。

同シンポジウムには、韓国被爆者協会の「韓国人被爆者についての一般調査書（29人分）」が基礎資料として提出され、また、朝鮮被爆者連絡協議会の李実根代表、韓国人被爆者救援対策特別委員会の姜文熙委員長の報告があった。これらの資料や発言を通して韓国人被爆者の実態調査の必要性、韓国人被爆者が日本人被爆者と同じ治療を受けられるよう日米両政府の保障を得られるようにすること、等が確認された。

なお、藤田総理府総務長官は、8月6日、平和記念式典に参席した後、「朝鮮人被爆者の治療のための入国問題を検討する」と述べた。

原稿募集

民闘連ニュースの原稿を募集しています。

・連載論壇

テーマ

日本人：日本人にとって在日朝鮮人問題

韓国人：在日朝鮮人の解放に向けて

- ・論壇への反論、同調
- ・運動体の紹介、宣伝、アピール
- ・随筆、評論
- ・在日韓国人問題に対する問い合わせ
- ・その他

送り先：民族差別と闘う連絡協議会

在日韓国人に関する資料(4)

在日韓国人の男女別、年齢別の人口推移

年齢区分	1920 (大9)		1930 (昭5)		1940 (昭15)		1950 (昭25)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0~4	536	494	25,320	24,559	114,180	110,467	40,848	37,817
5~9	428	347	12,652	11,479	76,098	72,653	33,095	32,200
10~14	1,092	583	11,928	8,593	51,721	43,295	26,626	25,881
15~19	5,313	876	37,836	17,202	76,425	54,810	20,187	18,710
20~24	11,545	917	62,208	19,555	99,419	54,395	19,404	15,657
25~29	8,357	593	53,404	13,699	95,976	48,911	27,118	17,239
30~34	4,997	450	43,639	11,225	78,359	35,488	24,039	13,282
35~39	2,105	187	25,343	5,886	56,812	22,720	21,368	12,137
40~44	1,048	107	15,097	3,470	43,707	17,822	18,078	9,230
45~49	383	65	5,500	1,633	22,356	10,165	13,547	6,318
50~54	160	32	2,487	1,309	13,536	8,453	10,246	4,398
55~59	49	27	1,011	1,036	5,864	5,924	5,383	2,526
60以上	30	34	1,076	1,862	7,843	11,916	4,468	4,475
計	36,043	4,712	297,501	121,508	744,296	497,019	264,407	199,870
合計	40,755		419,009		1,241,315		464,277	

[表 1]

[表 2]

年令区分	1952 (昭27)		1954 (昭29)		1957 (昭32)		1959 (昭34)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0~4	53,035	48,469	50,000	49,000				
5~9								
10~14	56,347	53,346	57,000	56,000	124,998	117,172		
15~19	36,094	33,611	42,000	39,000			153,518	144,578
20~24								
25~29	46,124	34,484	43,000	36,000				
30~34								
35~39	49,728	30,038	51,000	33,000			99,197	79,867
40~44								
45~49	36,720	20,123	37,500	22,000				
50~54								
55~59							70,177	39,413
60以上	24,187	13,460	31,500	16,000	208,057	124,998	12,564	8,219
計	302,235	233,531	312,000	251,000	333,055	242,170	335,456	272,077
合 計	535,766		563,000		575,225		607,533	

〔表 3〕

年齢区分	1964 (昭39)		1968 (昭43)		1969 (昭44)		1974 (昭49)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0~4	25,058	23,670					32,342	30,724
5~9	31,128	29,094					31,103	29,052
10~14	36,567	34,625		86,968			28,599	27,136
15~19	38,702	36,133	92,344		127,978	120,564	29,930	28,651
20~24	31,336	30,834					34,813	33,816
25~29	24,659	23,476					33,775	31,433
30~34	18,874	17,059					28,067	26,826
35~39	19,028	14,769			104,252	98,554	22,423	21,000
40~44	24,759	15,497					16,936	15,368
45~49	19,025	11,269					17,468	13,659
50~54	16,220	9,962					20,487	13,489
55~59	12,656	7,601			70,927	47,166	14,778	9,748
60以上	14,781	10,790	225,592	187,989	19,611	14,660	26,066	21,117
計	313,793	264,779	317,936	274,957	322,768	280,944	336,787	302,019
合計	578,573		592,893		603,712		638,806	

韓国籍、朝鮮籍別の人口推移と比率

	韓 国	%	朝 鮮	%	合 計
1949	— —		596,879	100	596,879
1950	77,433	14	467,470	86	544,903
1951	95,157	17	465,543	83	524,700
1952	121,943	23	413,122	77	535,065
1953	131,427	24	424,657	76	556,084
1954	133,072	24	426,684	76	559,756
1955	138,602	25	425,620	75	564,222
1957	155,310	26	440,985	74	596,295
1965	231,212	40	348,860	60	580,072
1966	253,611	43	331,667	57	585,288
1967	255,614	44	330,594	56	586,208
1968	271,624	46	320,552	54	592,176
1969	293,582	49	305,979	51	599,561
1970	314,407	51	294,082	49	608,489

〔数字出典〕

■在日韓国人の男女別、年令別の人口推移

1920年（内閣統計局「大正9年国勢調査報告」全国の部第1巻）「在日朝鮮人処遇の推移と現状」法務研究報告書 1955年（湖北社版）

1930年（内閣統計局「昭和5年国勢調査報告」第1巻 同上。

1940年（内閣統計局「昭和15年国勢調査統計原表」第12表「民籍および年令により分ちたる人口・朝鮮人の部」末刊）同上。

1950年（総理府統計局「昭和25年国勢調査報告」第4巻全国篇1） 同上。

1952年（国家地方警察本部警備二課「在日朝鮮人の生活実態」） 同上。

1954年「在日朝鮮人の生活実態」日本赤十字社

1957年（法務省入国管理局調査）「在日朝鮮人運動の概要」1957年（未公刊）

1959年 法務省入国管理局編「出入国管理とその実態」昭和46年版。

1964年 同上。

1968年 「在日韓国人」金相賢著 1969年刊より。

1969年 法務省入国管理局編「出入国管理とその実態」昭和46年版

1974年 法務省編「在留外国人統計」昭和49年版。

■韓国籍・朝鮮籍別の人口推移と比率

1949年～1953年

「在日朝鮮人に関する総合調査研究」朴在— 1957年刊。

1954年 「在日朝鮮人運動」篠崎平治 1955年刊。

1955年 「在日朝鮮人処遇の推移と現状」法務研究報告書 1955年刊（湖北社版）

1957年 「在日朝鮮人運動の概要」1957年（未公刊）

1965年～1970年 「在日韓国人60万」李瑜煥著（注） 1970年は2月現在、資料出所民団。

編集後記

■ 2年程前だったのだろうか、当時の入管局次長竹村照雄氏が密入国者問題で論文を発表した時、入管問題に関わっている人達の間で多くの論議を呼んだことがあった。竹村氏の主張が韓日間の歴史を無視したものであり、個々の密入国者の事情を無視して、密入国者は本国に送還しなければならないというものであったため、多くの批判が具体的に密入国者の救援運動をしているグループからなされた。そして、竹村論文の批判を機にして、密入国者の救援の論理が単に「日帝36年の朝鮮支配云々」ではすまない、個別のケースに応じた救援の論理を構築しなければならないという教訓を得た。

今、法務省入管局参事官坂中英徳氏の論文「今後の出入国管理行政のあり方」の「在日朝鮮人の処遇」の項が大きな問題として提起されている。坂中論文が在日韓国・朝鮮人の「生き方」に関わる問題であるだけに、民族差別と闘う運動の中から批判していかなければならない。

(K・S)

韓国、朝鮮籍者の人口推移と比率

年次	人口数	比率	年次	人口数	比率
1949	—	—	1968	59,6879	100
1950	77,435	14	1969	54,4993	91
1951	95,197	17	1970	52,4709	88
1952	121,943	23	1971	53,5045	90
1953	132,472	24	1972	55,2584	93
1954	135,972	24	1973	55,2736	93
1955	138,602	25	1974	56,4222	95
1956	153,310	26	1975	57,4295	96
1957	231,212	40	1976	59,8072	100
1958	253,611	43	1977	56,108	94
1959	265,414	44	1978	58,6208	97
1960	271,624	46	1979	59,2176	99
1961	292,582	49	1980	59,2541	99
1970	314,407	51	1981	60,8489	100

【参考資料】

在日韓国人の男女別、年令別人口推移

1970年「内閣統計局」大正7年以降調査

【参考資料】(1)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(2)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(3)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(4)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(5)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(6)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(7)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(8)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(9)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(10)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(11)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(12)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(13)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(14)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(15)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(16)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(17)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(18)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(19)「在日韓国人調査」

「在日韓国人調査」(20)「在日韓国人調査」

1975年「在日韓国人」人口調査

1976年「在日韓国人」人口調査

1977年「在日韓国人」人口調査

1978年「在日韓国人」人口調査

1979年「在日韓国人」人口調査

1980年「在日韓国人」人口調査

1981年「在日韓国人」人口調査

1982年「在日韓国人」人口調査

1983年「在日韓国人」人口調査

1984年「在日韓国人」人口調査

1985年「在日韓国人」人口調査

1986年「在日韓国人」人口調査

1987年「在日韓国人」人口調査

1988年「在日韓国人」人口調査

1989年「在日韓国人」人口調査

1990年「在日韓国人」人口調査

1991年「在日韓国人」人口調査

1992年「在日韓国人」人口調査

1993年「在日韓国人」人口調査

1994年「在日韓国人」人口調査

1995年「在日韓国人」人口調査

1996年「在日韓国人」人口調査

1997年「在日韓国人」人口調査

発行日 1977年8月15日 №23号 頒価150円
 発行人 李 仁 夏
 在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内
 民族差別と闘う連絡協議会
 〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52 TEL. 03-203-7575
 民間連 郵便振替番号 東京4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京5-30268